

令和８年度（令和９年４月１日採用）

京丹波町職員採用試験実施要項

1 職種・採用予定人員・受験資格

職種	採用予定 人数	受験資格
事務職Ａ	若干名	平成９年４月２日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人又は令和９年３月末日までに高等学校を卒業する見込みの人。
事務職Ｂ （社会人経験者）	若干名	昭和５７年４月２日から平成９年４月１日までに生まれた人で、民間企業等で実務経験が３年以上ある人。（※１）
事務職Ｃ （地域在住者）	３名 程度	昭和５２年４月２日以降に生まれた人で、高等学校卒業程度の学力を有する人で以下のいずれかに該当する人又は令和９年３月末日までに高等学校を卒業する見込みの人で以下のいずれかに該当する人。（※２） ①令和８年４月１日以前から引き続いて、京丹波町内に居住し住民登録をしている人。 ②京丹波町内に居住していた人で、修学・就職などのために一時的に他市区町村へ転出している人で、採用までに京丹波町内に居住し住民登録をする人。 ③京丹波町内の公立高等学校又は林業大学校を卒業した人又は卒業する見込みの人で、京丹波町内に居住し住民登録をしている人又は採用までに京丹波町内に居住し住民登録をする人。
事務職Ｄ （障害のある人）	若干名	昭和６２年４月２日以降に生まれた人で以下の全てに該当する人。 ①学歴は問わないが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人。 ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。 ③活字印刷文による出題に対応できる人。
保育教諭	若干名	昭和５７年４月２日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する人又は令和９年３月末日までに幼稚園教諭免許と保育士資格を取得する見込みの人。
養護教諭	１名	昭和６２年４月２日以降に生まれた人で、養護教諭免許を有する人又は令和９年３月末日までに養護教諭免許を取得する見込みの人。
管理栄養士	１名	昭和６２年４月２日以降に生まれた人で、管理栄養士免許を有する人又は令和９年３月末日までに管理栄養士免許を取得する見込みの人。

土木技術職	2名程度	昭和52年4月2日以降に生まれた人で以下のいずれかに該当する人。 ①学校教育法に基づく高等学校以上の学校で土木に関する専門課程を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人。 ②土木施工管理技士（1級又は2級）、測量士又は測量士補の資格を有する人。
看護師	若干名	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、正看護師免許を有する人又は令和9年3月末日までに正看護師免許を取得する見込みの人。

前記の受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

（欠格条項）

- ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②京丹波町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（※1）事務職B（社会人経験者） 実務経験について

- ①実務経験内容についての指定はありません。
- ②雇用形態（正規・非正規）は問いませんが、週の所定労働時間が30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。複数の場合は、通算することができます。経験年数は、採用時点の見込みで3年以上の場合を含みます。
- ③休業等（病気休職、育児休業等）で実際に実務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、その期間は除きます。
- ④最終合格者のみ職務経験年数の確認のため職歴証明書を提出していただきます。なお、必要な職務経験年数が確認できない場合は、受験資格が無かったものとして合格を取り消します。

（※2）事務職C（地域在住者） 住民登録について

職員自らが町民とともにまちづくりを積極的に進めるために、「京丹波町に居住すること」を推奨し、地域在住者を募集します。最終合格者のみ、町内に居住し住民登録をしていることを確認するため、住民票を提出していただきます。なお、住民登録が確認できない場合は、受験資格が無かったものとして合格を取り消します。

2 第1次試験

（1）日時 令和8年9月20日（日）

午前9時30分から午前11時25分まで

（2）場所 京丹波町役場（京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1）

(3) 試験内容

試験科目	内 容
職務能力試験	択一式筆記試験です。出題数は60題で、試験時間は60分です。論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題です。 ※基礎的な内容が出題されます。 ※「国内外の社会情勢への理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
職務適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、検査します。

3 第2次試験

(1) 日時 令和8年10月25日（日）に実施予定

(2) 場所 京丹波町役場 会議室

(3) 試験内容

【事務職A・B・C・D、養護教諭、管理栄養士、土木技術職、看護師】

個別面接試験

【保育教諭】

個別面接試験、実技試験

※詳細は、文書で通知します。

4 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書は、京丹波町役場（総務部総務課人事秘書係）、瑞穂支所及び和知支所でお渡しします。受験申込書は、京丹波町ホームページからもダウンロードできます。

(2) 受験申込書に必要事項を記入の上、次の書類と一緒に提出（郵送）してください。

提出書類	受験申込書（写真貼付）
	受験票（写真貼付）
	最終学校卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込証明書
	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し （※事務職D（障害のある人）受験者のみ）
	資格を証明する書類（写し）又は取得見込証明書 （※受験資格に資格又は免許を有することが必要な場合のみ）

(3) 受付は、令和8年8月4日（火）から令和8年8月27日（木）までの期間（土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

郵送の場合は、必ず「簡易書留」とし、封筒の表に「職員採用試験」と朱書きし、8月27日（木）午後5時15分までに総務部総務課人事秘書係に到着するように発送してください。

(4) 受験票は、受付の上、後日返送します。

受験票が、9月14日(月)までに届かない場合は、総務部総務課人事秘書係まで問い合わせてください。

5 合格発表

(1) 第1次試験合格発表

令和8年10月9日(予定)午前10時から京丹波町ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

あわせて、第1次試験合格者に文書で通知します。(第2次試験の日程もお知らせします。)

(2) 最終合格発表

第2次試験の結果に基づいて合格者を決定の上、令和8年11月中旬に合格者に文書で通知します。

あわせて、京丹波町ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

※電話等による合否の問い合わせには一切応じられません。

6 採用及び給与

(1) この試験の最終合格者は、「京丹波町職員採用候補者名簿」に登載され、必要に応じ採用が決定されます。採用予定日は、令和9年4月1日です。

ただし、資格要件を満たさないことが明らかになった場合(定められた期限までに卒業できなかった、必要な資格等を確認できなかった場合等)には合格を取り消します。

※採用は、原則として令和9年4月1日ですが、欠員状況により、既に資格を有する方は、本人と調整の上、採用時期が早まる場合があります。

<こども性暴力防止法について>

令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。(保育教諭は、犯罪事実確認が必須となります。)

特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、採用されない又は当該業務に従事することができません。(保育教諭は、特定性犯罪事実該当者である場合、採用されません。)

(2) 給与は、京丹波町職員の給与に関する条例等に基づき、給料及び手当を支給します。令和8年4月1日現在の初任給は以下のとおりです。(※地域手当を含む)

看護師以外

(大学新卒)	248, 240円
(短大新卒)	231, 655円
(高校新卒)	214, 321円

看護師（短大3新卒）

281,838円

※学校卒業後に勤務経験がある人は、職歴等に応じ、一定の基準により加算されます。
※採用前に給与改定があった場合は、その定めるところによります。

7 試験結果の開示

試験の結果について、下記のとおり所定の書面により開示請求することができます。
試験結果の開示は本人のみに行いますので、受験者本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）を持参のうえ、受験者本人が直接請求してください。

なお、電話、郵便等での請求は行えません。

請求できる人	この試験を受験し、不合格となった人
開示内容	総合得点及び総合順位（第2次試験は、総合順位のみ開示）
開示期間	合格者の発表を行った日から2週間
開示場所	京丹波町役場

8 その他

- （1）提出書類等により町が収集する個人情報、採用試験及び採用事務の目的以外には一切使用しません。提出いただきました書類につきましては、返却できませんのでご了承ください。
- （2）災害等により、試験日程等を変更する場合は、当日の午前7時までに京丹波町ホームページ（<https://www.town.kyotamba.kyoto.jp>）に情報を掲載しますので、ご確認ください。

9 問合せ・郵送先

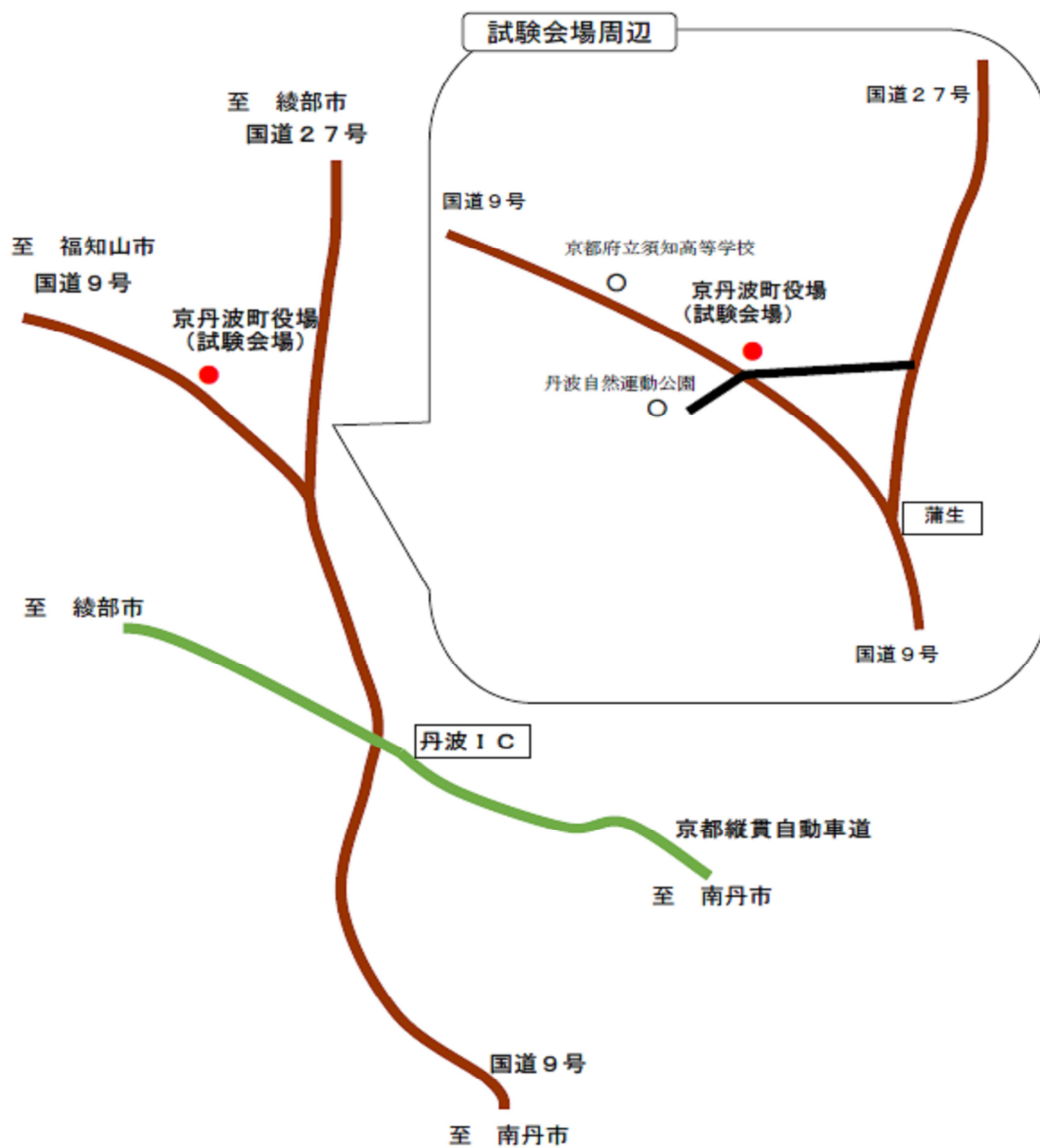
京丹波町役場 総務部総務課人事秘書係

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

電 話 0771-82-3800（直通）

FAX 0771-82-2700

【試験会場案内図】



J R山陰本線 園部駅下車

中京交通バス（園福線桧山方面）で20分（丹波自然運動公園前 京丹波町役場前下車） 徒歩3分

自動車

京都縦貫自動車道 丹波IC出口から約6分（2km）